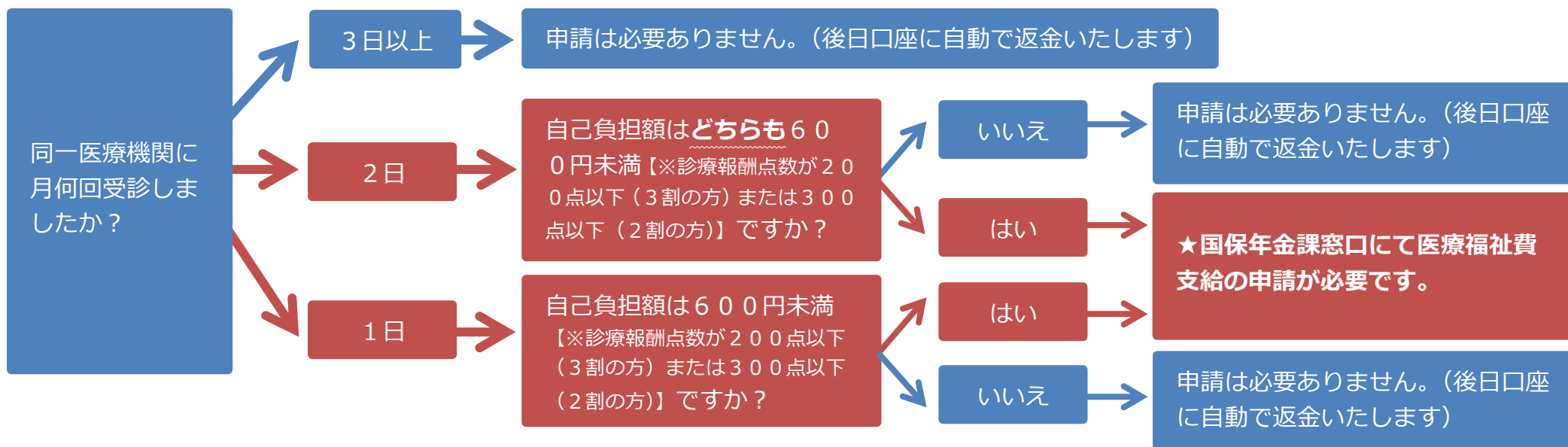


県内受診時自己負担金について

0歳から15歳までの方については、県内医療機関受診時にお支払いいただいた自己負担金につきまして、後日口座に返金いたします。基本的に国保年金課窓口での手続は必要ありませんが、下記の場合のみ国保年金課窓口にて医療福祉費支給の申請が必要になります。

- ① 医療機関で月1回かかり、自己負担額が600円未満【※診療報酬点数が200点以下（3割の方）または300点以下（2割の方）】だった場合
- ② 同一医療機関で月2回かかり、どちらも自己負担額が600円未満【※診療報酬点数が200点以下（3割の方）または300点以下（2割の方）】だった場合

自己負担金フローチャート



★申請の際持参するもの

1. 保険診療分の内訳が記入された領収書（1か月ごと）
2. 被保険者証
3. 印鑑
4. マル福受給者証またはマル古受給者証
5. 保護者名義の金融機関の通帳（登録済の方は不要です）

★申請・問い合わせ窓口

- 古河庁舎 国保年金課（電話 0280-22-5111[代表]）
- 総和庁舎 市民総合窓口課（電話 0280-92-3111[代表]）
- 三和庁舎 市民総合窓口室（電話 0280-76-1511[代表]）